

平成十三年政令第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
対策の推進に関する法律施行令
内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害
防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第
五十七号）第五条第十項、第六条第一項、第八条
第一項及び第二項、第九条第一項ただし書及び第
二項、第十一項、第二十六条並びに第二十八条の
規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律（以下「法」とい う。）第五条第十項の規定により土地收用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第九十四条

第二項の規定による裁決を申請しようとする者 は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第 三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記 載した裁決申請書を収用委員会に提出しなけれ ばならない。

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第二条 法第七条第一項の政令で定める基準は、
次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自
然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の
区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土
地の区域であつて、高さが五メートル以上
のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域

（1）イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜
地以外の土地の区域であつて、当該上端
からの水平距離が十メートル以内のもの
相当する距離の二倍（当該距離の二倍が
五十メートルを超える場合にあつては、
五十メートル）以内のもの（急傾斜地の
崩壊が発生した場合において、地形の状
況により明らかに土石等が到達しないと
認められる土地の区域を除く。）

（2）イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜 地以外の土地の区域であつて、当該下端 からの水平距離が当該急傾斜地の高さに 相当する距離の二倍（当該距離の二倍が 五十メートルを超える場合にあつては、 五十メートル）以内のもの（急傾斜地の 崩壊が発生した場合において、地形の状 況により明らかに土石等が到達しないと 認められる土地の区域を除く。）

（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）

第三条 法第九条第一項の政令で定める基準は、 次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自 然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の 区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するるとし
た場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移
動により当該建築物の地上部分に作用する

配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方
キロメートル以下であるものに限る。第七条
第四号ハにおいて「渓流」という。）のうち
当該地点より下流の部分及び当該下流の部分
に隣接する一定の土地の区域であつて、国土
交通大臣が定める方法により計測した土地の
勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場
合において、地形の状況により明らかに土石
流が到達しないと認められる土地の区域を除
く。）

二 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地 滑りするおそれのある区域をいう。以下同 じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の 区域であつて、当該地滑り区域及び当該一 定の土地の区域を投影した水平面上におい て、当該一定の土地の区域の投影が、当該 地滑り区域の境界線の投影（以下この号に おいて「境界線投影」という。）のうち當 該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区 域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水 面上において当該地滑り地塊の投影が移動 する方向をいう。以下この号及び次条第三 号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平 面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑 り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定 境界線投影」という。）を、当該境界線投 影に接する地滑り方向と直交する当該水平 面上の二本の直線間の距離（当該距離が二 百五十メートルを超える場合には、 二百五十メートル）だけ当該水平面上にお いて地滑り方向に平行に移動したときにで きる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが 発生した場合において、地形の状況により 明らかに地滑り地塊の滑りに伴つて生じた 土石等が到達しないと認められる土地の区 域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地 滑りするおそれのある区域をいう。以下同 じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の 区域であつて、当該地滑り区域及び当該一 定の土地の区域を投影した水平面上におい て、当該一定の土地の区域の投影が、当該 地滑り区域の境界線の投影（以下この号に おいて「境界線投影」という。）のうち當 該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区 域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水 面上において当該地滑り地塊の投影が移動 する方向をいう。以下この号及び次条第三 号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平 面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑 り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定 境界線投影」という。）を、当該境界線投 影に接する地滑り方向と直交する当該水平 面上の二本の直線間の距離（当該距離が二 百五十メートル）だけ当該水平面上にお いて地滑り方向に平行に移動したときにで きる軌跡の範囲内にあるものであること。 （当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土 石等の移動により力が当該通常の建築物に 作用する場合の土石等の高さに応じて国土 交通大臣が定める方法により算出した数値 値とする。）が、通常の建築物が土石等の 移動に対して住民等の生命又は身体に著し い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる ことなく耐えることのできる力の大きさ （当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土 石等の移動により力が当該通常の建築物に 作用する場合の土石等の高さに応じて国土 交通大臣が定める方法により算出した数値 値とする。）を上回る土地の区域であること。

四 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地 滑りするおそれのある区域をいう。以下同 じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の 区域であつて、当該地滑り区域及び当該一 定の土地の区域を投影した水平面上におい て、当該一定の土地の区域の投影が、当該 地滑り区域の境界線の投影（以下この号に おいて「境界線投影」という。）のうち當 該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区 域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水 面上において当該地滑り地塊の投影が移動 する方向をいう。以下この号及び次条第三 号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平 面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑 り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定 境界線投影」という。）を、当該境界線投 影に接する地滑り方向と直交する当該水平 面上の二本の直線間の距離（当該距離が二 百五十メートル）だけ当該水平面上にお いて地滑り方向に平行に移動したときにで きる軌跡の範囲内にあるものであること。 （当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土 石等の移動により力が当該通常の建築物に 作用する場合の土石等の高さに応じて国土 交通大臣が定める方法により算出した数値 値とする。）が、通常の建築物が土石等の 移動に対して住民等の生命又は身体に著し い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる ことなく耐えることのできる力の大きさ （当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土 石等の移動により力が当該通常の建築物に 作用する場合の土石等の高さに応じて国土 交通大臣が定める方法により算出した数値 値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該 建築物に作用する場合の土石等の高さ

と想定される力の大きさ（当該急傾斜地の
高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から
当該建築物までの水平距離等に応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した數値
値とする。）が、通常の建築物が土石等の
移動に対する住民等の生命又は身体に著し
い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる
ことなく耐えることのできる力の大きさ
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）が、通常の建築物が土石等の
移動に対する住民等の生命又は身体に著し
い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる
ことなく耐えることのできる力の大きさ
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）を上回る土地の区域であること。

土石等の移動により力が当該建築物に作用
した時から三十分钟が経過した時ににおいて
当該建築物に作用すると想定される力の大
きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて國
土交通大臣が定める方法により算出した數
値とする。）が、通常の建築物が土石等の
移動に対する住民等の生命又は身体に著し
い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる
ことなく耐えることのできる力の大きさ
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）が、通常の建築物が土石等の
移動に対する住民等の生命又は身体に著し
い危害が生ずるおそれのある損壊を生ずる
ことなく耐えることのできる力の大きさ
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）を上回る土地の区域であること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事
項）

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域
であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区
域を投影した水平面上において、当該一定の
土地の区域の投影の全てが、特定境
界線投影を当該水平面上において地滑り方
向に六十メートル平行に移動したときにで
きる軌跡の範囲内にあるものであること。
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）を上回る土地の区域であること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事
項）

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域
であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区
域を投影した水平面上において、当該一定の
土地の区域の投影の全てが、特定境
界線投影を当該水平面上において地滑り方
向に六十メートル平行に移動したときにで
きる軌跡の範囲内にあるものであること。
（当該地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土
石等の移動により力が当該通常の建築物に
作用する場合の土石等の高さに応じて国土
交通大臣が定める方法により算出した数値
値とする。）を上回る土地の区域であること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事
項）

ロ イの定めるところにより区分された区域
内に建築物が存するとした場合に急傾斜地
の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築
物までの水平距離等に応じて国土交通大
臣が定める方法により算出した数値とする。

する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

次の（1）及び（2）に該当する状況

（1）噴火により、降灰、火碎流として流下した火山灰その他これらに類するものが、山間部における河川のうちその勾配が十度以上である部分の最も下流の地点より上流の部分の流域のおおむね五割以上の面積を占める区域において、

二十六条第一項に規定する事務とする。

九条第一項及び第三項から第五項まで並びに第

(施行期日) 附 則 抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

二〇号 附 則（平成一八年九月二六日政令第三〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

五号 附 則（平成一九年三月二二日政令第五号）抄

(施行期日)

的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第一條第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第二項の規定により同条第一項に規定する総合整備計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第一号の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

(平成二十四年法律第六十五号) 第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十一条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育(以下この条において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

Digitized by srujanika@gmail.com

(2) 一センチメートル以上の高さで堆積していると推計されること。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子

り下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね以上の状況である。

二 地滑り地滑りにより、地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、かつ、当該地滑りに係る第二条第三号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である状況

三 河道閉塞による湛水 第一号イ（1）に該当し、かつ、河道閉塞による湛水が発生した河川の越流開始地点より上流の部分の流域のうち越流開始地点の標高以下の標高の土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第一〇号) 抄

(施行期日) (施行期日)

第一条 この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二十四年一月三日政令第二六号) 抄

(施行期日) (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二十五日政令第三一三号) 抄

(施行期日) (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一五日政令第六一號)

第三条 この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

第四条 この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じ

(緊急調査を行うために特に高度な専門の知識及び技術を要する自然現象)
第九条 法第二十九条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一月一八日政令第一〇号）抄

（施行期日）抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年二月三日政令第二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月二十五日政令第三一三号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一五日政令第六号）

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一五日政令第六号）

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日政令第六号）

第三条 この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

第四条 この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康センターを整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定に

(費用の補助)

二四〇

第十条 法第三十三条の規定による国の都道府県

(施行期日)

に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額二三分の一と算定し得る。

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から

(緊急時の旨示) の額は「分の」を乗じて得た額とする

施行する。

(緊急時の指示) 第十一条 法第三十五条の政令で定める事務は、

(経過措置) 第二条 二の政令の施行の日前に設置され之第六

法第七条第一項及び第二項から第五項まで、第

第二条 この政令の施行の日前に設置された第十一号の規定による改正前の刃地に係る公共

清江先生集

卷之三